公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の勤務時間，休日，休暇等に関する規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2023年６月19日

公立大学法人神戸市看護大学理事長　北　徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第３号

公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の勤務時間，休日，休暇等に関する規程施行細則（2019年４月細則第12号）の一部改正

（改正前）	（改正後）
（特別休暇） 第６条　規程第23条に規定する細則で定める特別休暇は，生理休暇＿＿＿＿＿＿＿＿，産前休暇，産後休暇＿＿＿＿＿＿＿，夏季休暇，子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。 ２　略 （生理休暇） 第７条　次の各号のいずれかに該当する業務に従事する女性職員（規程第２条第２号に規定する職員（以下「パートタイム職員等」という。）＿＿＿＿＿が生理日に休養を願い出たときは，生理休暇を与える。 （１）から（５）略 ２　略 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	，出生サポート休暇　，育児参加休暇 に限る。） （出生サポート休暇） 第７条の２　パートタイム職員等（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって，6月以上の任期が定められているもの又は継続勤務期間が6月以上あるものに限る。第９条の２，第11条及び第12条において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合，願い出により１の年度につき５日（当該通院等が対外受精又は顕微授精に係るものである場合に

（改正前）	（改正後）
（産後休暇） 第９条　略 第10条から第14条　略 第15条　理事長は，年次有給休暇，病気休暇及び特別休暇（夏期休暇に限る。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認した場合は，給与を支給するものとする。	あっては，10日）の出生サポート休暇を与える。 （育児参加休暇） 第９条の２　育児参加休暇は男性のパートタイム職員等の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後１年を経過する日までの期間にある場合において，当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する男性のパートタイム職員等が，これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは，願い出により与え，その日数は週休日及びパートタイム職員等の休日を除き，週の期間によって勤務日が定められているパートタイム職員等については，1週間の勤務日の日数，週以外の期間によって勤務日が定められているパートタイム職員等については，1年間の勤務日の日数に応じて，別表のとおりとする。 （生理休暇，子の看護休暇及び短期の介護休暇を除く。 別表（第９条の２関係） １週間の勤務日の日数 ｜ ５日以上 ｜ ４日 ｜ ３日

<table>
<tr><th>（改正前）</th><th>（改正後）</th></tr>
<tr><td></td><td><table>
<tr><td>１年間の勤務日の日数</td><td>217 日以上</td><td>169 日から 216 日まで</td><td>121 日から 168 日まで</td></tr>
<tr><td>付与日数</td><td>５日</td><td>４日</td><td>３日</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この細則は, 公布の日から施行する。